

南橋町内会 掲示板運用の手引き

§ 1. 名称：

4基の掲示板の名称を下記とする

1号掲示板・・・ 2組、ヴィラ湘南の東南の隅切の歩道

2号掲示板・・・ 4組、松本氏宅東側の三角地の道路（橋郵便局の向かい側）

3号掲示板・・・ 5組、小林眞樹氏宅の南側道路

4号掲示板・・・ 12組、北村氏宅の南西の隅切りの土手

§ 2. 掲示物

- (1) 町内会活動に関する情報伝達を目的とするもの
- (2) 藤沢市、藤沢警察署、藤沢消防署、鶴沼市民センター等の公的機関からの掲示物および災害時の緊急連絡事項。
- (3) 個人的な掲示物は一切取り扱わない。

§ 3. 掲示物の許可

- (1) 掲示物を掲示するに当たっては、原則として会長の許可印を得ること。
- (2) 各部長が町内会行事に関連した掲示物を掲示する場合は、会長の許可を得ずに独自に掲示することを可とする。
- (3) 各部長には必要に応じて鍵を配布する。

§ 4. 掲示物の取り扱い

掲示物は総務部長が掲示する。

ただし、会長の許可を必要としない掲示物（§ 3の第2項）は各部長が掲示する。

掲示期間が経過したものは、掲示した各部長がこれを取り除く。

§ 5. 管理責任者

掲示板の管理責任者は、総務部長とする。

附則 この手引きは、平成29年10月7日から適用する。